様式第11号

障害補償一時金請求書

障害特別支給金申請書

障害特別援護金申請書

障害特別給付金申請書　　　　　　　　　　　　　　　１号紙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  認定 番号 |  |
|  地方公務員災害補償基金青森県支部長　殿 　　　　　　　　　　　 障害特別支給金 下記の障害補償年金　 障害特別援護金 障害特別給付金 を請求（申請）します。 |  請求(申請)年月日　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  請求(申請)者  の　 住　 所  ふりがな 氏　　　　名  |
|  １ 被 災 職 員 に 関 す る 事 項 |  所属団体名 |  所属部局名 |
|  氏名 　　　　　年　　月　　日生（　歳） |  職　　　名　　　　　　　　　　　□常　　　　勤 　　　　　　　　　　　　　　　　□令第１条職員 |
|  負傷又は 　　　　年　　月　　日 発病の年月日 |  治ゆ年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  ２　障害の部位及びその程度 |
|  ３　既存障害とその程度 |
|  ４　障害等級 |  　　第　　　　　　級　　　　　　号 |
|  ５　障害補償一時金請求金額 |  　　　　　　　　　　　　　　　 〔船員の場合〕 (平均給与額)　(日数(ア)) （平均給与額)(日数(イ)) 円×　　　　＋（　　　　円×　　）＝　 　　円 |
|  ６ | 障害特別支給金障害特別援護金 | 申請金額等 |  障害特別支給金 円 障害特別援護金　　　　　円 |  傷病特別支給金　　　　　□有 の受給の有無　　　　　　□無 |
|  　　障害特別給付金申請金額の ７ 計算 |  　　　　　　　　　　　　　　 〔船員の場合〕 (平均給与額)(日数(ア))(平均給与額)(日数(イ)) 20 (A)｛　 円×　　 ＋（　　円×　　）｝× 　＝　 　円 100 |
|  （日数(ア)） (B) 1,500,000円×　　　　　 ＝ 　　　　　　　　　　　 円 365 |
|  ８　障害特別給付金申請金額 |  円 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ９送金希望の場合 |  振　込　み |  振込先金融 機　関　名 |  　　銀行　　支店 | ＊決定金額 |  一　時　金 |  法第30条の制限 □有 □無 |
|  　□普通預金　　□当座預金 |  円 |
|  口座番号 |  |  特別支給金 |  円 |
|  預金名義者 |  |  特別援護金 |  円 |
|  送金小切手 |  受取先金融 機　関　名 |  銀行　　支店 |  特別給付金 |  　　　　　　　　　　　円 |
|  そ　の　他 |  |  合　　　計 |  　　　　　　　　　　　円 |
| ＊　障害等級 | 第　　　　 　級　 　　　　号 |  ＊　通　　　知 |  　　 年 月 日 |
|  ＊ 支　　　払 |  　　 年 月 日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ 受　 理 （到達した年月日） | 所 属 部 局 | 任 命 権 者 | 基 金 支 部 |
|  年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  　年　　月　　日 |
|

〔注意事項〕

１　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

２　「３　既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

３　「５　障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数(ア)）」の項には、障害等級に応ずる法第29条第４項に掲げる日数を、「（日数(イ)）」の項には、障害等級に応ずる令第７条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。

障害特別支給金

障害特別援護金

４　「６　　　　　　　　申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。

５　「７　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数(ア)）」の項及び「（日数(イ)）」の項には、３の例により記入すること。なお、令第１条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。

６　「８　障害特別給付金申請金額」の欄には、「７　障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。

７　「平均給与額算定書（２号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

　 ８　この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、Ｘ線写真その他の資料を添付すること。

９　年月日の記載には元号を用いる。